

質問に対する回答書

工事等番号 令和4年度下施雨ポ補継第1号

工事等件名 新町ポンプ場ポンプ設備（3号ポンプ等）改築工事

上記案件に係る質問に対して、下記のとおり回答します。

設計図書等の ページ箇所	質問内容	回答
設計書 P38、39	本工事において、一部機器の機能増設が施工範囲となっていますが対象となる既設機器のメーカー（型式等も含む）をご教示願います。 機能増設の項目は以下の通りです。 ・コントロールセンタ機能増設 ・3号ポンプ継電器盤機能増設 ・3号ポンプ操作盤機能増設	既設機器のメーカーは機能増設3項目すべて株式会社明電舎で、型式は無しです。
	積算基準について、改定された（令和4年4月発行）「下水道用標準歩掛表（令和4年版）－第2巻 ポンプ場・処理場－」にて積算を行っておりますでしょうか。	設計時点における最新を使用しています。
	材料費について、建設物価、積算資料の何月号で積算されておりますでしょうか。	設計時点における最新を使用しています。
設計書 P63	現場作業開始時期の指定はありますでしょうか。	特記仕様書のとおりです。
設計書 P23	製作条件には室内周囲温度 5～40℃とあり寒冷地においても起動が容易であることの記載があります。5℃以下の場合には別途冷却水ヒーターや電動ラインポンプ等を設けないと起動失敗が起こり得ますがどのようなお考えでしょうかご教示願います。必要な場合は、付属品での記載もないので追加変更工事でしょうか。	仕様書のとおりです。
設計書 P27	標準付属品として点検歩廊の記載がありますが付属品でなく点検架台は現地製作の鋼製品扱いとさせて頂けないでしょうか。	仕様書のとおりです。
設計書 P27	標準付属品として燃焼用積算流量計、燃焼用積算流量計ストレナの記載がありますが、フローシート（更新）2/11には記載がありません。必要でしょうか。	仕様書のとおりです。

設計書 P27	標準付属品として始動用空気槽の記載がありますが容量の記載がなく特記 P24：連続操作で 3 回以上起動可能な容量と記載がありますがフローシート（更新）2/11 では 150L の記載となっています。 100L で 3 回以上起動可能であれば 100L での採用は可能でしょうか。	150L×2 本で想定しています。
設計書 P27	標準付属品の始動用空気槽について空気制御盤付きの始動用空気槽でも問題ありませんか。	貴見のとおり解して差し支えありません。
設計書 P27	標準付属品、フローシート（更新）2/11 に温調弁の記載がありませんがエンジンの過冷却防止として温調弁な場合、別途追加変更工事でしょうか。	仕様書のとおりです。
設計書 P27	冷却水用電磁弁について、電動弁での対応は可能でしょうか。	仕様書のとおりです。
設計書 P28	標準付属品として架台の記載がありますが付属品でなく架台は現地製作の鋼製品扱いとさせて頂けないでしょうか	仕様書のとおりです。
設計書 P31	ポンプ推力はポンプ受けと記載ありますが特記 P29 にはスラストを減速機で受ける場合と記載があります。ポンプスラストは、ポンプ・減速機どちらで受けても良いとの解釈でしょうか。	仕様書のとおりポンプ受けとします。
設計書 P31	水中軸受けについてセラミックス記載がありますがセラミックス以外の無注水軸受けでも良いでしょうか。また、セラミックス軸受けの構造定義があるのででしょうか。セラミックス複合フェノール軸受けでも良いでしょうか。	仕様書のとおりです。また構造定義等は下水道事業団の仕様基準に準ずること。
設計書 P34	標準付属品として軸受け温度計（指示・接点付き）と記載がありますが下水道事業団の標準仕様書ではポンプスラスト荷重が 200 kN 以上の場合に設けることになっています。200 kN 未満であれば不要と考えてよろしいでしょうか。	仕様書のとおりです。

設計書 P34	標準付属品として縞鋼板と記載ありますがその縞鋼板とは 3 号ポンプ断面図（更新）3/11 の床レベル+3,000 の減速機廻りの架台の床面材を示しているのでしょうか。その場合は、付属品でなく現地製作の鋼製品扱いとさせて頂けないでしょうか。	貴見のとおり解して差し支えありません。また縞鋼板は標準付属品とします。
設計書 P35	標準付属品として圧力スイッチ、吸入サイレンサ（フィルタ）の付いた製品が無い場合は不要と考えて良いですか。	仕様書のとおりです。
設計書 P38	塗装について下塗りは工場塗装と記載がありますが中塗り、上塗り（最終塗装）まで工場で作って現地納入しても良いのでしょうか。	下水道事業団の仕様準ずること。
設計書 P46	アスベスト除去については、含有箇所はエンジン排気集合管被覆のみで、その他の箇所（排気管被覆、消音器等）には含まれていないとの解釈でよろしいのでしょうか。	貴見のとおり解して差し支えありません。
	ポンプ（減速機廻り）点検歩廊について 点検歩廊については、既設流用（軽微な改造含む）との解釈でよろしいのでしょうか。そうでない場合は、どの程度の鋼製品数量を見込んでいますでしょうか。	ポンプ（減速機廻り）の点検歩廊にて既設設置はありません。
	試運転用水について ポンプの現地実負荷試運転に必要な用水については、特に問題無く確保できるとの考えで良いのでしょうか。 （水だめ等の要否）	貴見のとおり解して差し支えありません。
	撤去した既設機器及び配管の処分についてはスクラップ処分（有価物）で宜しいのでしょうか。	貴見のとおり解して差し支えありません。
設計書 P50	大型車両が出入りする場合、誘導員を配置と記載がありますが、別途警備員 A・B 等の配置が必要なのでしょうか。	特記仕様書のとおりです。
設計書 P48	【部分払】におきまして、令和 4 年度「20%程度」とございますが、出来高想定機器についてご教示願います。	3 号ポンプ用原動機を想定しています。

設計書 P34	標準付属品に記載の(9) 縞鋼板につきまして、本工事における敷設範囲を図示等でご教授下さい。	減速機廻りの床面材とします。
------------	--	----------------